



平成 23 年 11 月 10 日

各 位

上場会社名 常 磐 興 産 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 齋藤 一彦
コード番号 9675 (東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員管理本部長 秋田 龍生
電 話 番 号 03-3663-3411

第三者割当による新株式(第 1 回 B 種優先株式、転換価額修正条項付取得請求権付)の発行、 第 1 回 A 種優先株式の併合及び定款一部変更に関するお知らせ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び同年 4 月 11 日に発生したいわき市を震源とする地震により、当社グループの基幹施設スパリゾートハワイアンズは相当の被害を受け、同年 9 月末まで休業を余儀なくされたため、多額の特別損失を計上せざるを得ず、資金調達は喫緊の課題となっておりました。復興復旧のためには 100 億円の資金が必要と判断しており、借入金 70 億円、新株式 30 億円による資金調達を検討してまいりました。

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり第 1 回 B 種優先株式(以下「本 B 種優先株式」といいます。)の発行を行うこと、第 1 回 A 種優先株式(以下「本 A 種優先株式」といいます。)に係る株式併合(以下「本 A 種優先株式併合」といいます。)を行うこと、並びに平成 24 年 1 月 26 日を開催日として当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)、当社普通株主による種類株主総会及び本 A 種優先株式の株主(以下「本 A 種優先株主」といいます。)による種類株主総会(以下、総称して「本臨時株主総会等」といいます。)を招集し、下記のとおり、本 A 種優先株式併合の実施、定款の一部変更及び本 B 種優先株式の発行(以下「本 B 種優先株式発行」といいます。)に係る各議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本日開催の取締役会の決議に基づき、割当予定先との間で、割当予定先が本 B 種優先株式を引き受けることに関する株式投資契約(以下「本投資契約」といいます。)を締結しましたので、お知らせいたします。

なお、本 B 種優先株式発行及び本 A 種優先株式併合は、本臨時株主総会等において、本 A 種優先株式併合の実施、定款の一部変更及び本 B 種優先株式発行に係る各議案の承認が得られることを条件としています。

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第 1 回 B 種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

I 第1回B種優先株式の発行について

1. 募集の概要

(1)払込期日	平成24年1月30日
(2)発行新株式数	300,000株
(3)発行価額	10,000円
(4)調達資金の額	3,000,000,000円
(5)普通株式転換価額修正条項	<p>・毎月1日(ただし、同日が当会社の営業日でない場合には、その翌営業日。以下「修正基準日」という)に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く)の92%相当額に修正されます。</p> <p>・修正後転換価額の下限は41円、上限は123円とします。</p>
(6)募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる
(7)割当予定先	<p>ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合</p> <p>ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第1号投資事業有限責任組合</p> <p>みずほ東北産業育成投資事業有限責任組合</p>
(8)その他	<p>本B種優先株式の詳細は別紙1「第1回B種優先株式発行要項」をご覧ください。</p> <p>本B種優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、将来的に稀薄化が生じる可能性があります。本投資契約において、財務制限条項に抵触した場合その他一定の場合を除き、原則として、取得請求権の行使時期が払込期日から3年経過後以降と合意されているため、具体的な稀薄化率は確定しておりません。なお、普通株式に転換するにあたっての転換価額に関する修正条項については、下記2.に記載のとおりです。</p>

2. 本B種優先株式発行の目的及び理由

当社グループは、福島県いわき市においてスパリゾートハワイアンズを運営するなど観光事業を基幹事業としており、かねてより財務体質の改善、観光事業への経営資源の集中及びグループの再編を重点課題として事業運営を行うとともに、一層の収益増に向け新ホテル建設に着手するなど収益基盤の強化に努め、企業価値の向上を図ってまいりました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に加え同年4月11日に発生したいわき市を震源とする地震により、スパリゾートハワイアンズは相当の被害を受け、同年9月30日まで休業を余儀なくされました。スパリゾートハワイアンズは、同年10月1日より一部施設の営業再開を実現し、また平成24年2月8日にウォーターパークの再開や新ホテル「モノスタワー」の新規開業などグランドオープンする予定でありますものの、半年以上の基幹施設の休業及び復興費用は当社財務基盤に大きな影響を与えるものとなりますので、東日本大震災からの一日も早い復興に備えるべく、本B種優先株式を発行するものであります。

本B種優先株式を第三者割当の方法により発行することとしたのは、東日本大震災及びそれに起因する東京電力株式会社福島原子力発電所の事故(以下「原発事故」といいます。)の影響による消費の冷え込みや景気の先行き不透明さを背景として、市場からの公募増資の実現は困難な状況にある中、継続的に当社株式を保有することが可能で、当社の現状、事業目的や経営方針にご理解をいただける安定した投資家からの資金調達を行うことにより、当社は財務基盤を強化することができ、東日本大震災

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

からの迅速な復興を遂げることが可能となると判断したためであります。

当社は、本B種優先株式に、本B種優先株式の株主(以下「本B種優先株主」といいます。)が当社に対して、金銭を対価としてその保有する本B種優先株式の取得を請求すること(以下「償還請求」といいます。))ができる権利(以下「償還請求権」といいます。)、及び当社の普通株式を対価としてその保有する本B種優先株式の取得を請求すること(以下「転換請求」といいます。))ができる権利(以下「転換請求権」といいます。))を付しております。また、当社は、本 B 種優先株式に付した転換請求権に、その転換価額が、毎月 1 日(ただし、同日が当社の営業日ではない場合には、その翌営業日とします。以下「修正基準日」といいます。))に、当該修正基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含みます。))の平均値(終値のない日数を除きます。))の 92%相当額に修正される(ただし、下限転換価額は 41 円、上限転換価額は 123 円とします。))旨の転換価額修正条項を付しております。当社が企業として存続・維持・発展していくためには早急な復旧・復興が必要であり、そのための資金調達は不可欠であって、借入による資金調達とのバランスをとりつつ自己資本の回復を図っていくには、有利子負債の削減及び事業の円滑な再構築を可能とできることから、上記償還請求権及び転換価額修正条項付転換請求権を付して本 B 種優先株式の発行を行うことが必要かつ適切であると考えております。

上述のとおり、本B種優先株式については、普通株式への転換が可能となるスキームを採用しており、既存株主の皆様に対し稀薄化の影響が生じる可能性がございます。しかし、本投資契約において、払込期日から3年が経過するまでは財務制限条項に抵触した場合その他一定の場合を除き、原則として転換請求権の行使が認められないこと、暦月において転換請求権の行使により本 B 種優先株主が取得することのできる当社の普通株式の数に上限を設定していること、転換請求権に下限転換価額を設定していること等が合意されていることにより、本 B 種優先株式を、急激な稀薄化が生じることを一定程度防止することが可能となっていることから、稀薄化により既存株主の皆様が生じ得る影響にも十分な配慮がなされているものと考えております。

以上のとおり、当社は、本B種優先株式の発行により東日本大震災からの早期の復興が可能となり、一日も早い企業価値の回復及び向上が可能となるものと判断しております。

3. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額

発行価額の総額	3,000,000,000 円
発行諸費用概算額	120,000,000 円
差引手取概算額	2,880,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期

本 B 種優先株式発行により調達する資金は、東日本大震災により被害を受けたスパリゾートハワイアンズ施設の設備等の復旧のために必要な工事費用に充当し、工事発生に際し随時(平成 24 年 2 月～平成 24 年 9 月頃)支出いたします。

4. 調達する資金用途の合理性に関する考え方

本 B 種優先株式の発行により調達する資金を東日本大震災からの復興のためスパリゾートハワイアンズの復旧工事費用に充当することは、当社の収益基盤の確保や企業価値の向上を実現させ、また、当社の財務基盤の充実を図ることにより金融機関からの効率的な資金調達も可能とする等、当社の事業運営方針に照らしても、また、既存株主の皆様にとっても、合理性があるものと判断しております。

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第 1 回 B 種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及び具体的な内容

本B種優先株主は、本B種優先株式につき償還請求ができるのみならず、転換請求をすることも可能であります。ただし、割当予定先である各ファンドは、本投資契約において、財務制限条項に抵触した場合その他一定の場合を除き、原則として、平成28年11月21日まで償還請求を行わず、払込期日から3年が経過するまでは転換請求を行わないことを、当社と合意しております。なお、当初の転換価額は、本投資契約の締結日である本日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(平成23年9月2日から平成23年10月18日)の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含みます。)の平均値(終値のない日数を除きます。)である82円といたしました。また、本B種優先株式に係る転換請求権には、その転換価額が、修正基準日に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含みます。)の平均値(終値のない日数を除きます。)の92%相当額に修正される(ただし、下限転換価額は41円、上限転換価額は123円とします。)旨の転換価額修正条項を付しておりますが、日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の規定の趣旨に照らしても、転換価額の修正条件としては合理的な範囲にあると判断されます。

本B種優先株式の払込金額は、上記のような本B種優先株式の内容、既存株式価値の稀薄化懸念に配慮がなされていること、及び当社の財務状況等の要素を総合的に勘案し、割当予定先である各ファンドと慎重に協議した結果、1株当たり10,000円といたしました。しかしながら、本B種優先株式に償還請求権、転換請求権及び累積配当条項が設定されていること等から、本臨時株主総会の特別決議にて承認を得ることを条件に、払込金額を決定いたしました。

(2) 発行数量及び株式の稀薄化の規模が合理的と判断した根拠

当社は、本B種優先株式を300,000株発行することにより、総額3,000,000,000円を調達いたしますが、上述した資金使途及びそれが合理性を有していることに照らしますと、本B種優先株式の発行数量も合理的であると判断しております。

また、前述のとおり、本B種優先株式については、普通株式への転換が可能となるスキームを採用しており、既存株主の皆様に対し稀薄化の影響が生じる可能性がございます。本B種優先株式の全部について転換請求権が行使されたと仮定しますと、下限転換価額41円を基準に計算した場合には73,170,731株の普通株式に転換されることになり(なお、当初転換価額82円を基準に計算した場合は36,585,365株となります。)、本日現在の当社の発行済普通株式総数である79,598,912株に対する割合は91.92%となります(なお、当初転換価額82円を基準に計算した場合は45.96%となります。)。しかし、当社が自己資本の充実を図りつつ東日本大震災からの復興のための資金を確保するためには大規模な第三者割当による増資を行う必要があること、財務制限条項に抵触した場合その他一定の場合を除き、原則として、払込期日より3年経過後に初めて転換請求権の行使を可能とすることで割当予定先と合意していること、暦月において転換請求権の行使により本B種優先株主が取得することのできる当社の普通株式の数に上限を設定していること、転換するにあたって転換価額に下限(当初転換価額の50%)が設定されていること、本B種優先株式には金銭を対価とする取得条項も付されており、当社の判断により償還することが可能な設計としていること等からしますと、稀薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響は限定的となっております。このことに照らせば、本B種優先株式の発行により生じ得る稀薄化の規模も合理的であると判断しております。

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合	
② 所 在 地	宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	被災地域の企業に対する有価証券の取得等	
⑤ 組 成 日	平成23年8月3日	
⑥ 出 資 者	株式会社日本政策投資銀行 株式会社東邦銀行	
⑦ 業務執行組合員の概要 (無限責任組合員) (General Partner)	名称	株式会社東北復興パートナーズ
	所在地	宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 深井 勝美
	事業内容	有価証券の取得及び保有等
	資本金	1,000,000 円
⑧ 当社と業務執行組合員との間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係なし	

① 名 称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合	
② 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	有価証券の取得等	
⑤ 組 成 日	平成22年11月16日	
⑥ 出 資 者	株式会社日本政策投資銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱商事株式会社 ドイツ銀行東京支店	
⑦ 業務執行組合員の概要 (無限責任組合員) (General Partner)	名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
	所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 岡 昭一
	事業内容	有価証券の取得及び保有等
	資本金	100,000,000 円
⑧ 当社と業務執行組合員との間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係なし	

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

① 名 称	みずほ東北産業育成投資事業有限責任組合	
② 所 在 地	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	東北被災地域における産業育成のための有価証券取得等	
⑤ 組 成 日	平成23年8月19日	
⑥ 出 資 者	株式会社みずほコーポレート銀行 株式会社みずほ銀行 みずほキャピタル株式会社	
⑦ 業務執行組合員の概要 (無限責任組合員) (General Partner)	名称	みずほキャピタル株式会社
	所在地	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 時田 栄治
	事業内容	有価証券の取得及び保有等
	資本金	902百万円
⑧ 当社と 当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません
	当社と無限責任組合員との間の関係	当社と当該ファンドの無限責任組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

東日本大震災及び原発事故の影響による消費の冷え込みや景気の先行き不透明さを背景として、市場からの公募増資の実現は困難な状況にある中、継続的に当社株式を保有することが可能で、当社の現状、事業目的や経営方針にご理解をいただける安定した投資家である上記各割当予定先からの資金調達を行うことにより、当社は財務基盤を強化することができ、東日本大震災からの迅速な復興を遂げることが可能となると判断し、上記各割当予定先に対し本B種優先株式を割り当てることといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び転換制限措置

各割当予定先は、本投資契約において、財務制限条項に抵触した場合その他一定の場合を除き、原則として、平成28年11月21日まで償還請求を行わず、払込期日から3年が経過するまでの間、転換請求を行わないことを、当社と合意しております。

なお、当社は、東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の有価証券上場規程の定めに基づき、各割当予定先との間で、書面により募集株式の譲渡時における東証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約することとしております。

また、当社と各割当予定先は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び第3項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本B種優先株式に係る転換請求権の行使をしようとする場合、当該行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株券等の数が本B種優先株式の発行の払込日時点における発行会社の上場株券等の数の10%を超えないよう制限する措置を講じております。

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である各ファンドについては、既に払込みに必要な金額に足りる資金の準備が完了しているか、又は払込期日までに当該資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに出資者の財務諸表を確認する等、いずれの割当予定先においても、払込期日までに割当予定株式の全部を引き受けるに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては、本B種優先株式による潜在株式数につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから計算に含めておりません。

募集前(平成 23 年 9 月 30 日現在)		募集後	
常磐開発株式会社	8.00%	同左	
大成建設株式会社	7.10%		
財団法人常磐奨学会	3.36%		
株式会社みずほコーポレート銀行	2.37%		
明治安田生命保険相互会社	2.36%		
みずほ信託銀行株式会社	2.29%		
株式会社損害保険ジャパン	2.12%		
太平洋セメント株式会社	2.01%		
王子製紙株式会社	1.95%		
サッポロビール株式会社	1.92%		

(注) 株式会社みずほコーポレート銀行及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社から、平成 23 年 2 月 9 日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成 23 年 1 月 31 日現在でそれぞれ株式会社みずほコーポレート銀行が 1,887 千株(2.37%)、みずほ信託銀行株式会社が 2,753 千株(3.46%)の当社株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第 2 四半期末現在における実質保有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(2) 本 A 種優先株式

募集前		募集後	
株式会社日本政策投資銀行	100.00%	同左	

(3) 本B種優先株式

募集前		募集後	
		ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合	33.33%
		ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合	33.33%
		みずほ東北産業育成投資事業有限責任組合	33.33%

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第 1 回 B 種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

8. 資金の借入

取引金融機関には、多大なるご支援とご協力をいただいております、下記のとおり新たに資金調達を行う予定であります。

- (1)借入金額 7,000 百万円(シンジケートローン)
(2)借入先 株式会社日本政策投資銀行
株式会社みずほコーポレート銀行
みずほ信託銀行株式会社
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社常陽銀行
株式会社東邦銀行
株式会社秋田銀行
株式会社七十七銀行
(3)借入日 平成 23 年 11 月 22 日
(4)利率 日本円TIBOR+1.50%
(5)返済方法 返済期限に一括返済
(6)返済期限 平成 28 年 11 月 22 日
(7)資金の用途 スパリゾートハワイアンズの復旧工事費用、新ホテル建設資金及び運転資金
(8)担保提供資産 モノリスタワー(土地及び建物)

9. 今後の見通し

本 B 種優先株式発行により調達した資金は東日本大震災からの復興費用に充当するものであり、当社は、本 B 種優先株式発行から 3 年後には震災前の収益に復することを目指すものであります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本 B 種優先株式の第三者割当は、稀薄化率が 25%以上となる可能性があることから、東証の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに従い、株主の意思確認手続として平成 24 年 1 月 26 日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議による承認が得られることを条件としております。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

決 算 期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
売 上 高	54,320	34,738	33,240
営 業 利 益	1,429	1,362	982
経 常 利 益	865	1,030	368
当 期 純 利 益	1,146	486	△367
1株当たり当期純利益(円)	14.87	5.68	△5.06
1株当たり配当金(円)	2	2	0
1株当たり純資産(円)	187.31	191.45	180.71

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第 1 回 B 種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成23年11月9日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	普通株式 79,598,912 株 A種優先株式 3,500,000 株	100% (注) —
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	165 円	154 円	140 円
高 値	209 円	165 円	145 円
安 値	117 円	134 円	53 円
終 値	153 円	139 円	80 円

② 最近6か月間の状況

	平成23年 5月	平成23年 6月	平成23年 7月	平成23年 8月	平成23年 9月	平成23年 10月
始 値	89 円	80 円	80 円	81 円	81 円	85 円
高 値	91 円	83 円	91 円	83 円	91 円	85 円
安 値	69 円	73 円	79 円	71 円	78 円	76 円
終 値	81 円	80 円	81 円	80 円	85 円	79 円

③ 発行決議日前営業日における株価

平成23年11月9日現在	
始 値	84 円
高 値	85 円
安 値	83 円
終 値	85 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンス

該当事項はありません。

12. 本B種優先株式発行の日程

平成23年11月10日(木) 本B種優先株式発行に関する取締役会決議及び本投資契約締結

平成23年11月30日(水) 本臨時株主総会等に係る基準日

平成24年1月26日(木) 本臨時株主総会等の決議(予定)

平成24年1月30日(月) 払込期日(予定)

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

II 本A種優先株式併合について

1. 株式併合の目的

本A種優先株式併合は、本A種優先株式と本B種優先株式の1株あたりの払込金額を統一することにより、各株主にとって株式価値を分かり易いものとするを目的に行うものであります。

なお、本A種優先株式併合の効力発生は、本B種優先株式の発行を条件といたします。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類 本A種優先株式

(2) 併合比率 50株を1株に併合する

(3) 減少株式数

発行済株式総数	3,500,000株
併合による株式減少数	3,430,000株
併合後の発行済株式数	70,000株
併合後の発行可能株式総数	70,000株

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本A種優先株式併合においては、1株未満の端数が生じる予定はございません。

3. 本A種優先株式併合の日程

平成23年11月10日(木) 本A種優先株式併合に関する取締役会決議

平成23年11月30日(水) 本臨時株主総会等に係る基準日

平成24年1月26日(木) 本臨時株主総会等の決議(予定)

平成24年1月30日(月) 本A種優先株式併合の効力発生日(予定)

III 定款の一部変更について

1. 本B種優先株式発行に係る定款変更

(1) 定款変更の目的

本B種優先株式発行に備えるために、新たな種類の株式としてB種優先株式を追加し、B種優先株式に関する規定を新設するものです。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙2.のとおりです。

2. 本A種優先株式の内容の変更等に係る定款変更

(1) 定款変更の目的

本B種優先株式発行にあわせて、本A種優先株式の内容を変更するほか、本A種優先株式併合の実施に伴い本A種優先株式の発行可能株式総数を減少させるものです。

なお、本A種優先株式の内容の変更等に係る定款変更の効力発生は、本B種優先株式の発行を条件といたします。

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙3.のとおりです。

なお、当社は、上記定款変更により本A種種類株式の内容を変更するとともに、本日付で本A種優先株主との間で「株式投資契約書に係る変更契約書」を締結し、平成20年8月11日付「第三者割当による新株式(第1回A種優先株式)の発行(転換価額修正条項付取得請求権付株式の発行)及び定款一部変更に関するお知らせ」により公表いたしました本A種優先株式の内容のうち、本A種優先株主が償還請求を行うことができない期間を、「払込期日から5年間」から「平成28年11月21日まで」と変更いたしました。

3. 定款変更の日程

上記1の本B種優先株式発行に係る定款変更、及び上記2の本A種優先株式の内容の変更等に係る定款変更は、いずれも以下の日程にて実施する予定となっております。

平成 23 年 11 月 30 日(水)	本臨時株主総会等に係る基準日
平成 24 年 1 月 26 日(木)	本臨時株主総会等の決議(予定)
平成 24 年 1 月 30 日(月)	定款変更の効力発生日(予定)

以 上

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第1回B種優先株式発行要項

- | | |
|----------------|---|
| 1. 募集株式の種類 | 常磐興産株式会社 第1回B種優先株式 |
| 2. 募集株式の数 | 300,000株 |
| 3. 払込金額 | 1株につき10,000円 |
| 4. 払込金額の総額 | 3,000,000,000円 |
| 5. 増加する資本金の額 | 1,500,000,000円(1株につき5,000円) |
| 6. 増加する資本準備金の額 | 1,500,000,000円(1株につき5,000円) |
| 7. 払込期日 | 平成24年1月30日 |
| 8. 割当先/株式数 | 各割当先に対し、それぞれ以下に記載の株式数を割り当てる。
ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合：100,000株
ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合：100,000株
みずほ東北産業育成投資事業有限責任組合：100,000株 |
9. 剰余金の配当
- (1) 期末配当の基準日
 当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式を有する株主(以下「第1回B種優先株主」という。)又は第1回B種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回B種優先登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。
- (2) 中間配当の基準日
 当社は、取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当(中間配当)をすることができる。
- (3) 期末配当及び中間配当以外の期中における優先配当の基準日
 当社は、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をすることができる。
- (4) 優先配当金
 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として第1回B種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、かつ、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主(以下「第1回A種優先株主」という。)又は第1回A種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回A種優先登録株式質権者」という。)に対し第1回A種優先株式の発行要項(以下「第1回A種発行要項」という。)9.(4)に基づき支払う配当金(以下「第1回A種優先配当金」という。)の支払と同順位で、第1回B種優先株式1株につき、下記9.(5)に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第1回B種優先株式を取得した場合、当該第1回B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
- (5) 優先配当金の額

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

優先配当金の額は、第1回B種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

第1回B種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1回B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成24年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(6) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、年率6%の利率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、優先配当金、第1回A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、かつ、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対する、第1回A種発行要項9.(6)に従い計算した第1回A種優先配当金に係る累積未払額の配当と同順位で、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して配当する。

(7) 非参加条項

当社は、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

10. 剰余財産の分配

(1) 剰余財産の分配

当社は、剰余財産を分配するときは、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、かつ、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し第1回A種発行要項10.(1)に基づき行う剰余財産の分配と同順位で、第1回B種優先株式1株当たり、下記10.(2)に定める金額を支払う。ただし、剰余財産が第1回B種優先株主及び第1回A種優先株主(以下、本項において個別に又は総称して「優先株主」という。)並びに第1回B種優先登録株式質権者及び第1回A種優先登録株式質権者(以下、本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。)に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて剰余財産を按分して分配するものとする。

(2) 剰余財産分配額

第1回B種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

$$1 \text{ 株当たりの剰余財産分配額} = 10,000 \text{ 円} + \text{累積未払優先配当金相当額} + \text{日割未払優先配当金額}$$

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、剰余財産分配がなされる日(以下「剰余財産分配日」という。)の属する事業年度において、剰余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、9.(5)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

(3) 非参加条項

第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか剰余財産の

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

分配を行わない。

11. 譲渡制限

譲渡による第1回B種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

12. 議決権

第1回B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

13. 現金対価の取得請求権(償還請求権)

(1) 償還請求権の内容

第1回B種優先株主は、払込期日以降いつでも、当社に対して現金を対価として第1回B種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、第1回B種優先株式を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、下記13.(2)に定める金額の金銭を交付する。

なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1回B種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1回B種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

第1回B種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

$$1株当たりの償還価額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額$$

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、9.(5)に従い計算される優先配当金相当額とする。

(3) 償還請求受付場所

東京都中央区東日本橋三丁目7番19号
常磐興産株式会社 管理本部総務部

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

14. 現金対価の取得条項(強制償還)

(1) 強制償還の内容

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社が第1回B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、下記14.(2)に定める金額の金銭を交付することができる(この規定による第1回B種優先株式の取得を「強制償還」といい、強制償還の行われる日を、以下「強制償還日」という。)。なお、一部取得を行うに当たり、取得する第1回B種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

第1回B種優先株式1株当たりの強制償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

$$1株当たりの強制償還価額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額$$

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、9.(5)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

15. 普通株式対価の取得請求権(転換請求権)

(1) 転換請求権の内容

第1回B種優先株主は、払込期日以降いつでも、当社が第1回B種優先株式を取得すると引換えに、第1回B種優先株式1株につき下記15.(3)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。なお、当社がある株主に対して第1回B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。

(2) 転換請求の制限

上記15.(1)にかかわらず、転換請求の日(以下「転換請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i)第1回B種優先株主が当該転換請求日に転換請求した第1回B種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回B種優先株式についてのみ、当該第1回B種優先株主の転換請求に基づく第1回B種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる第1回B種優先株式以外の転換請求に係る第1回B種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取得を行うに当たり、取得する第1回B種優先株式は、抽選、転換請求された第1回B種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「剰余授權株式数」とは、(i)当該転換請求日における定款に定める当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数より、(ii)①当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、及び②当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、第1回B種優先株主が当該転換請求日に転換請求した第1回B種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、上記13.(2)に定める第1回B種優先株式の償還価額の総額を、当該転換請求日における下記15.(3)に定める転換価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数をいう。

(3) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

第1回B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数は、以下の算式に基づき計算されるものとする。

(算式)

第1回B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数

$= A \div B$

A=転換請求に係る第1回B種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、上記13.(2)に定める第1回B種優先株式の償還価額の総額

B=転換価額

①当初転換価額

当初の転換価額は、金82円とする。

②転換価額の修正

転換価額は、毎月1日(ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。)に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

値のない日数を除く。)の92%相当額に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が41円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記③により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が123円(以下「上限転換価額」という。ただし、下記③により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

③転換価額の調整

ア 第1回B種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により、転換価額を調整する。

(算式)

$$\text{調整後転換価額} = A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$$

A=調整前転換価額(調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。)

B=発行済普通株式数-自己株式数(基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数をいう。)

C=新発行・処分普通株式数

D=1株当たりの払込金額・処分価額

E=1株当たりの時価(調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本③に準じて調整される。)

(i) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、下記(iii)記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記(iv)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後転換価額は、払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本(i)において、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(ii) 普通株式を分割する場合

調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本(ii)において、転換価額調整式Bにおける「発行済普通株式数-自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(iii) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式又は当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後転換価額は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得価額又は行使価額が決定される日(本(iii)において、以下「価額決定日」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iii)において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得又は行使に際して当該証券(権利)又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

(iv) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、①当会社の普通株式又は②当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使価額が決定される日(本(iv)において、以下「価額決定日」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iv)において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

(v) 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本(v)において、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

イ 上記ア(i)ないし(v)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、上記ア(ii)については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ウ 上記アに掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に変更される。

① 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当会社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

③ 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

エ 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

オ 転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店

(5) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着したときに発生する。

16. 株式の併合又は分割

第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

定款の変更

変更内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は1億6千万株とし、普通株式およびA種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ<u>1億5千6百50万株</u>および<u>3百50万株</u>とする</p> <p>第7条～第10条の11 (省略)</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は1億6千万株とし、普通株式、<u>A種優先株式</u>および<u>B種優先株式</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ<u>1億5千9百63万株</u>、<u>3百50万株</u>および<u>30万株</u>とする</p> <p>第7条～第10条の11 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章の3 B種優先株式</p> <p>(<u>B種優先配当金</u>)</p> <p>第10条の12 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として<u>B種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)</u>または<u>B種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)</u>に対して、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し第10条の2の規定に基づき支払う配当金(以下「A種優先配当金」という。)の支払と同順位で、<u>B種優先株式1株につき、次に定める額の配当金(以下「B種優先配当金」という。)</u>を金銭にて支払う。なお、<u>B種優先配当金の額の計算に当たっては、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度</u></p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日としてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。</p> <p>また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がB種優先株式を取得した場合、当該 B 種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない</p> <p><u>B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成24年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</u></p> <p>2 <u>当会社は、第39条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第10条の2第2項の規定に基づく剰余金の配当を行う場合はそれと同順位で、前項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</u></p> <p>3 <u>当会社は、第40条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第10条の2第3項の規定に基づく中間配当を行う場合はそれと同順位で、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</u></p> <p>4 <u>当会社は、期末配当および中間配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、</u></p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第 10 条の2第4項の規定に基づく剰余金の配当を行う場合はそれと同順位で、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当をすることができる</u></p> <p><u>(累積条項)</u> <u>第 10 条の 13 当社は、ある事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、年率6%の利率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する</u></p> <p><u>2 累積した不足額(以下「B種累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金、B種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第 10 条の3第2項の規定に基づく累積未払優先配当金額の配当と同順位で、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して配当する</u></p> <p><u>(非参加条項)</u> <u>第 10 条の 14 当社は、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、B種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u> <u>第 10 条の 15 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立って、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し第 10 条の5第1項の規定に基づき行う残余財</u></p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回 B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>産の分配と同順位で、B種優先株式 1 株当たり、次の算式に基づいて算定される金額を支払う。なお、次の算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第 10 条の 12 第 1 項に従い計算される B 種優先配当金額相当額とする。ただし、残余財産が A 種優先株主及び B 種優先株主（以下、個別にまたは総称して「優先株主」という。）ならびに A 種登録株式質権者および B 種登録株式質権者（以下、個別にまたは総称して「優先登録株式質権者」という。）に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主または優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする</p> <p style="text-align: center;">B 種優先株式 1 株当たりの残余財産分配額</p> <p style="text-align: center;">= 10,000 円 + B 種累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額</p> <p>2 B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない</p> <p><u>(譲渡制限)</u> 第 10 条の 16 譲渡による B 種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する</p> <p><u>(議決権)</u> 第 10 条の 17 B 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない</p> <p><u>(株式の無償割当等)</u> 第 10 条の 18 B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない</p> <p><u>(取得条項)</u> 第 10 条の 19 当社は、平成 24 年 1 月 30 日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第 1 回 B 種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現行定款	変更案
	<p><u>日が到来したときは、当該日の到来をもって、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がB種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額の金銭を交付することができる(以下、本条において、この規定によるB種優先株式の取得を「強制償還」といい、強制償還の行われる日を「強制償還日」という。)</u>。なお、一部取得を行うに当たり、取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する</p> <p>2 B種優先株式 1株当たりの強制償還価額は、次の算式に基づいて算定されるものとする。なお、次に定める算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の12第1項に従い計算されるB種優先配当金額相当額とする</p> <p style="padding-left: 40px;">1株当たりの強制償還価額 $= 10,000 \text{ 円} + \text{B種累積未払優先配当金額} + \text{日割未払優先配当金額}$</p> <p>(金銭対価の取得請求権)</p> <p>第10条の20 B種優先株主は、平成24年1月30日以降いつでも、当社に対して現金を対価としてB種優先株式を取得することを請求(以下、本条及び次条において「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、B種優先株式を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下、本条において「償還請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額(以下、本条及び次条において「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選または償還請求が行</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する</u></p> <p><u>2 B種優先株式1株当たりの償還価額は、次に定める算式に基づいて算定されるものとする。なお、次の算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の12第1項に従い計算されるB種優先配当金額相当額とする</u></p> $\begin{aligned} & \text{B種優先株式1株当たりの償還価額} \\ & = 10,000 \text{ 円} + \text{B種累積未払優先配当金相当額} + \text{日割未払優先配当金額} \end{aligned}$ <p><u>(普通株式対価の取得請求権)</u></p> <p><u>第10条の21 B種優先株主は、平成24年1月30日以降いつでも、当社がB種優先株式を取得すると引換えに、B種優先株式1株につき下記に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下、本条において「転換請求」という。)することができる。なお、当社がある株主に対してB種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う</u></p> <p><u>上記にかかわらず、転換請求の日(以下、本条において「転換請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i) B種優先株主が当該転換請求日に転換請求したB種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の転換請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の転換請求に係るB種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部</u></p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>取得を行うに当たり、取得するB種優先株式は、抽選、転換請求されたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する</p> <p>「<u>剰余授權株式数</u>」とは、本条において、 (i) 当該転換請求日における定款に定める当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数より、(ii) ①当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、および②当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう</p> <p>「<u>請求対象普通株式総数</u>」とは、本条において、B種優先株主が当該転換請求日に転換請求したB種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、第10条の20第2項に定めるB種優先株式の償還価額の総額を、当該転換請求日における下記に定める転換価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数をいう</p> <p><u>B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数</u> = 転換請求に係るB種優先株式について、 転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合におけるB種優先株式の償還価額の総額 ÷ 転換価額</p> <p>2 当初の転換価額は、82円とする</p> <p>3 転換価額は、毎月1日(ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下、本条において「<u>修正基準日</u>」という。)に当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の92%相当額に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が41円(以下、本条において「<u>下限転換価額</u>」という。ただし、次項により調整される。)を下回る場合には下限</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現行定款	変更案
	<p> <u>転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が 123 円(以下「上限転換価額」という。ただし、次項により調整される。)</u> <u>を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする</u> </p> <p> 4 <u>B種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)により、転換価額を調整する。なお、転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する</u> </p> $ \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\text{（発行済普通株式数）}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{自己株式数}} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株} \times \text{当たりの払込金額} \cdot \text{処分価額}}{\text{1株当たりの時価}} $ <p> 調整後 <u>転換価額=</u> $\frac{\text{（発行済普通株式数} - \text{自己株式数）} + \text{新発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たりの時価}}$ </p> <p> <u>調整前転換価額:調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう</u> <u>発行済普通株式数－自己株式数:基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数をいう</u> <u>1株当たりの時価:調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引</u> </p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現行定款	変更案
	<p><u>日の間に、本第4項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本第4項に準じて調整される</u></p> <p>一 <u>転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、第三号に記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、または第四号に記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)</u></p> <p><u>調整後転換価額は、払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本号において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行または処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行または処分に係る普通株式1株当たりの払込金額または処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</u></p> <p>二 <u>普通株式を分割する場合</u></p> <p><u>調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「発行済普通株式数－自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</u></p> <p>三 <u>転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式または当会</u></p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後転換価額は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得されるまたは取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額または行使価額がその払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得価額または行使価額が決定される日(本号において、以下「価額決定日」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本号において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得または行使に際して当該証券(権利)または新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</p> <p>四 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、①当社の普通株式または②当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして(当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使価額が決定される日(本号において、以下「価額決定日」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得さ</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>れたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本号において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使または取得に際して当該新株予約権または株式の所有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</p> <p><u>五 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合</u> 調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本号において、<u>転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</u></p> <p><u>5 前項第一号乃至第五号において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、前項第二号については、剰余金の額を減少して、資本金または資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する</u></p> <p><u>6 第4項各号に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に変更される</u></p> <p><u>一 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき</u></p> <p><u>二 その他当会社の発行済普通株式の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき</u></p> <p><u>三 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき</u></p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 11 条～第 41 条(省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第 11 条～第 41 条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 本定款第6条及び第2章の3の変更は、平成 24 年 1 月 30 日をもって効力を生じるものとし、同日付をもって本条を削除するものとする</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第 1 回 B 種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は1億6千万株とし、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ1億5千9百63万、<u>3百50万株</u>および30万株とする</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は1億6千万株とし、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ1億5千9百63万株、<u>7万株</u>および30万株とする</p>
<p>第7条～第10条 (省略)</p>	<p>第7条～第10条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章の2 A種優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第10条の2 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日としてA種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、次に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。なお、優先配当金の額の計算に当たっては、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当し</p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 A種優先株式</p> <p>(<u>A種優先配当金</u>)</p> <p>第10条の2 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日としてA種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、<u>かつ、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)</u>または<u>B種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し第10条の12の規定に基づき支払う配当金(以下「<u>B種優先配当金</u>」という。)の支払と同順位で、A種優先株式1株につき、次に定める額の配当金(以下「<u>A種優先配当金</u>」という。)を金銭にて支払う。な</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現行定款	変更案
<p>たときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない</p> <p>一 剰余金の配当の基準日が払込期日(同日を含む。)以降平成 25 年 9 月 30 日(同日を含む。)までの期間に属する場合 A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成21年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</p> <p>二 剰余金の配当の基準日が平成 25 年 10 月 1 日(同日を含む。)以降平成 26 年3月31日(同日を含む。)までの期間に属する場合 A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(ただし、平成 25 年4月1日(同日を含む。)から平成 25 年9月 30 日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。)にA種優先株式の1株当たりの払込金額に年率8%を乗じて算出した金額(ただし、平成 25 年 10 月 1 日(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とす</p>	<p>お、A種優先配当金の額の計算に当たっては、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない</p> <p>一 剰余金の配当の基準日が払込期日(同日を含む。)以降平成 24 年1月 29 日(同日を含む。)までの期間に属する場合 A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成21年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</p> <p>二 剰余金の配当の基準日が平成 24 年1月 30 日(同日を含む。)以降平成 24 年3月31日(同日を含む。)までの期間に属する場合 A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(ただし、平成 23 年4月1日(同日を含む。)から平成 24 年1月 29 日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。)にA種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額(ただし、平成 24 年1月 30 日(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。)</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>る。)を加えた金額</p> <p>三 剰余金の配当の基準日が平成 26 年4月 1日(同日を含む。)以降の期間に属する場合</p> <p>A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率8%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</p> <p>2 当社は、第39条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</p> <p>3 当社は、第40条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</p> <p>4 当社は、期末配当および中間配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当をすることができる</p>	<p>を加えた金額</p> <p>三 剰余金の配当の基準日が平成 24 年4月 1日(同日を含む。)以降の期間に属する場合</p> <p>A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</p> <p>2 当社は、第39条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する第10条の12第2項の規定に基づく剰余金の配当を行う場合はそれと同順位で</u>、前項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</p> <p>3 当社は、第40条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する第10条の12第3項の規定に基づく中間配当を行う場合はそれと同順位で</u>、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</p> <p>4 当社は、期末配当および中間配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する第10条の12第4項の規定に基づく剰余金の配当を行う場合はそれと同順位で</u>、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当をすることができる</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(累積条項)</p> <p>第 10 条の3 当社は、ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、年率5%(ただし、平成25年10月1日以降は年率8%)の利率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する</p> <p>2 累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する</p> <p>(非参加条項)</p> <p>第 10 条の4 当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第 10 条の5 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立って、A種優先株式1株当たり、次に定める金額を支払う。ただし、「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日(以下、「残余財産分配日」という。)の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の2第1項に従</p>	<p>(累積条項)</p> <p>第 10 条の3 当社は、ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、年率5%(ただし、平成24年1月30日以降は年率6%)の利率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する</p> <p>2 累積した不足額(以下「A種累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、<u>A種優先配当金、B種優先配当金</u>ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、<u>かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者</u>に対する第10条の13第2項の規定に基づく<u>B種累積未払優先配当金額(第10条の13第2項に定義する。)</u>の配当と同順位で、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する</p> <p>(非参加条項)</p> <p>第 10 条の4 当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、<u>A種優先配当金</u>を超えて剰余金の配当を行わない</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第 10 条の5 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立って、<u>かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者</u>に対し第10条の15第1項の規定に基づき行う<u>残余財産の分配と同順位</u>で、A種優先株式1株当たり、<u>次の算式に基づいて算定される金額</u>を支払う。なお、<u>次の算式</u>における、「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなさ</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現行定款	変更案
<p>い計算される優先配当金額相当額とする A種優先株式 1株当たりの残余財産分配額 =200円+累積未払優先配当金相当額+日割未払優先配当金額</p> <p>2 (省略)</p> <p>第10条の6～第10条の7 (省略)</p> <p>(株式の併合または分割および無償割当等) 第10条の8 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない</p> <p>(取得条項) 第10条の9 当社は、平成20年9月26日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額の金銭を交付することができる(この規定によるA種優先株式の取得を「強制</p>	<p>れる日(以下、「残余財産分配日」という。)の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の2第1項に従い計算されるA種優先配当金額相当額とする。ただし、残余財産がA種優先株主及びB種優先株主(以下、個別にまたは総称して「優先株主」という。)ならびにA種登録株式質権者およびB種登録株式質権者(以下、個別にまたは総称して「優先登録株式質権者」という。)に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主または優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする</p> <p>A種優先株式 1株当たりの残余財産分配額 =10,000円+A種累積未払優先配当金相当額+日割未払優先配当金額</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第10条の6～第10条の7 (現行どおり)</p> <p>(株式の無償割当等) 第10条の8 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない</p> <p>(取得条項) 第10条の9 当社は、平成20年9月26日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額の金銭を交付することができる(以下、本条において、この規定によるA種優先株式の取得を</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>償還」といい、強制償還の行われる日を、<u>以下「強制償還日」という。</u>)。なお、一部取得を行うに<u>あたり</u>、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</p> <p>2 A種優先株式 1株当たりの強制償還価額は、次の算式に基づいて算定されるものとする。ただし、次に定める算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の2第1項に従い計算される優先配当金額相当額とする</p> <p>1株当たりの強制償還価額 $= 200 \text{ 円} + \text{累積未払優先配当金相当額} + \text{日割未払優先配当金額} + \text{早期償還加算金額}$</p> <p>3 前項の算式における「<u>早期償還加算金額</u>」とは、強制償還が行われる時期に応じ、それぞれ次の金額とする</p> <p>一 強制償還日が平成21年9月30日以前の日(同日を含む。)である場合 <u>A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率2%を乗じて算出した金額(払込期日(同日を含む。)から強制償還日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額をいい、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)</u></p> <p>二 強制償還日が平成21年10月1日以降(同日を含む。)平成23年9月30日まで(同日を含む。)の期間に属する場合 <u>A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率1%を乗じて算出した金額(払込期日(同日を含む。)から強制償還日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額をいい、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)</u></p> <p>三 強制償還日が平成23年10月1日</p>	<p>「強制償還」といい、強制償還の行われる日を「強制償還日」という。)。なお、一部取得を行うに<u>当たり</u>、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</p> <p>2 A種優先株式 1株当たりの強制償還価額は、次の算式に基づいて算定されるものとする。ただし、次に定める算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の2第1項に従い計算される<u>A種</u>優先配当金額相当額とする</p> <p>1株当たりの強制償還価額 $= 10,000 \text{ 円} + \text{A種累積未払優先配当金相当額} + \text{日割未払優先配当金額}$</p> <p>3 (削除)</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>以降の日(同日を含む。)である場合</u> <u>早期償還加算金額は0円とする</u></p> <p>(金銭対価の取得請求権) 第 10 条の 10 A種優先株主は、平成 20 年9月 26 日以降いつでも、当会社に対して現金を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額(以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</p> <p>2 A種優先株式1株当たりの償還価額は、次に定める算式に基づいて算定されるものとする。ただし、次の算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第 10 条の2第 1 項に従い計算される優先配当金額相当額とする</p> <p style="text-align: center;">A種優先株式 1株当たりの償還価額 = <u>200</u> 円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額</p> <p>(普通株式対価の取得請求権) 第 10 条の 11 A種優先株主は、平成 20 年9月 26 日以降いつでも、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき下記に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求(以下「転換請求」という。)することができる。なお、当会社がある株主に対してA種</p>	<p>(金銭対価の取得請求権) 第 10 条の 10 A種優先株主は、平成 20 年9月 26 日以降いつでも、当会社に対して現金を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下、<u>本条及び次条において「償還請求」という。</u>)することができる。この場合、当会社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下、<u>本条において「償還請求日」という。</u>)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額(以下、<u>本条及び次条において「償還価額」という。</u>)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</p> <p>2 A種優先株式1株当たりの償還価額は、次に定める算式に基づいて算定されるものとする。ただし、次の算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第 10 条の2第 1 項に従い計算される<u>A種優先配当金額相当額</u>とする</p> <p style="text-align: center;">A種優先株式 1株当たりの償還価額 = <u>10,000</u> 円 + <u>A種</u>累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額</p> <p>(普通株式対価の取得請求権) 第 10 条の 11 A種優先株主は、平成 20 年9月 26 日以降いつでも、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき下記に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求(以下、<u>本条において「転換請求」という。</u>)することができる。なお、当会社がある</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第 1 回 B 種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第 167 条第3項に従いこれを取り扱う</p> <p>上記にかかわらず、転換請求の日(以下「転換請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i) A種優先株主が当該転換請求日に転換請求したA種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の転換請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の転換請求に係るA種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、転換請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(i) 当該転換請求日における定款に定める当会社の発行する普通株式の数より、(ii) ①当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、および②当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう</p> <p>「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該転換請求日に転換請求したA種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、第10条の10第2項に定めるA種優先株式の償還価額の総額を、当該転換請求日における下記に定める転換価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数をいう</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</p>	<p>株主に対してA種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第 167 条第3項に従いこれを取り扱う</p> <p>上記にかかわらず、転換請求の日(以下、<u>本条</u>において「転換請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i) A種優先株主が当該転換請求日に転換請求したA種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の転換請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の転換請求に係るA種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取得を行うに<u>当たり</u>、取得するA種優先株式は、抽選、転換請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</p> <p>「剰余授權株式数」とは、<u>本条</u>において、(i) 当該転換請求日における定款に定める当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数より、(ii) ①当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、および②当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう</p> <p>「請求対象普通株式総数」とは、<u>本条</u>において、A種優先株主が当該転換請求日に転換請求したA種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、第10条の10第2項に定めるA種優先株式の償還価額の総額を、当該転換請求日における下記に定める転換価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数をいう</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する当</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>＝転換請求に係るA種優先株式について、<u>A種</u>転換請求日に<u>A種</u>償還請求が行われたと仮定した場合におけるA種優先株式の償還価額の総額÷転換価額</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 転換価額は、<u>転換請求日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の</u>平均値(終値のない日数を除く。)の 92%相当額に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「<u>下限転換価額</u>」という。ただし、次項により調整される。)を下回る場合には<u>下限転換価額</u>をもって修正後転換価額とする</p> <p>4 A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式(以下、「<u>転換価額調整式</u>」という。)により、転換価額を調整する。なお、転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、<u>転換価額調整式</u>中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する</p> $\text{調整後 調整前} \times \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}} + \frac{\text{当たりの払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}$ <p>転換価額＝</p>	<p>会社の普通株式の数</p> <p>＝転換請求に係るA種優先株式について、<u>転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合におけるA種優先株式の償還価額の総額</u>÷転換価額</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 転換価額は、<u>毎月 1 日(ただし、同日が当会社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下、本条において「<u>修正基準日</u>」という。)</u>に当該修正基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の 92%相当額に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下、<u>本条において「下限転換価額</u>」という。ただし、次項により調整される。)を下回る場合には<u>下限転換価額</u>をもって修正後転換価額とする</p> <p>4 A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式(以下、<u>本条において「転換価額調整式</u>」という。)により、転換価額を調整する。なお、転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、<u>転換価額調整式</u>中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する</p> $\text{調整後 調整前} \times \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株}}{\text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数}} + \frac{\text{当たりの払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}$ <p>転換価額＝</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(既発行普通株式数－自己株式数) ＋ 新発行・処分普通株式数</p> <p>調整前転換価額:調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう 既発行普通株式数－自己株式数:基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から自己株式数を控除した数をいう 1株当たりの時価:調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本第4項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本第4項に準じて調整される</p> <p>一 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行しまたは当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、第三号に記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、または第四号に記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。) 調整後転換価額は、払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。無償割当ての場合、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</p>	<p style="text-align: center;">(発行済普通株式数－自己株式数) ＋ 新発行・処分普通株式数</p> <p>調整前転換価額:調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう 発行済普通株式数－自己株式数:基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から<u>当社が保有する普通株式数(自己株式数)</u>を控除した数をいう 1株当たりの時価:調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本第4項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本第4項に準じて調整される</p> <p>一 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行しまたは当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、第三号に記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、または第四号に記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。) 調整後転換価額は、払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。<u>本号において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行または処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行ま</u></p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>二 <u>株式の分割により普通株式を発行する場合</u>調整後転換価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「<u>新発行・処分普通株式数</u>」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「<u>1株当たりの払込金額・処分価額</u>」は、0円とし、転換価額調整式における「<u>既発行普通株式数－自己株式数</u>」は「<u>既発行普通株式数</u>」と読み替える</p> <p>三 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式または当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後転換価額は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得されるまたは取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得または行使価額がその払込みがなされた日</p>	<p><u>たは処分に係る普通株式1株当たりの払込金額または処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</u></p> <p>二 普通株式を分割する場合調整後転換価額は、<u>普通株式の分割に係る</u>基準日の翌日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「<u>発行済普通株式数－自己株式数</u>」及び「<u>発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数</u>」はそれぞれ「<u>発行済普通株式数</u>」と読み替え、転換価額調整式における「<u>新発行・処分普通株式数</u>」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「<u>1株当たりの払込金額・処分価額</u>」は、0円とする</p> <p>三 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式または当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後転換価額は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得されるまたは取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額または行使価額がその払込みがなされた</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得または行使価額が決定される日(本号において、以下「<u>価額決定日</u>」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、<u>価額決定日</u>の翌日以降これを適用する。本号において「<u>価額</u>」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の<u>価額</u>との合計額)から取得または行使に際して当該証券(権利)または新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</p> <p>四 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当会社の普通株式、または当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当</p>	<p>日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得<u>価額</u>または行使価額が決定される日(本号において、以下「<u>価額決定日</u>」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、<u>価額決定日</u>の翌日以降これを適用する。本号において「<u>価額</u>」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の<u>価額</u>との合計額)から取得または行使に際して当該証券(権利)または新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の<u>価額</u>を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</p> <p>四 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、①当会社の普通株式または②当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、<u>新株予約権</u>(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使または行使価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使または行使価額が決定される日(本号において、以下「価額決定日」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本号において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額からその行使または取得に際して当該新株予約権または株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</p> <p>五 株式の併合により普通株式数を<u>変更</u>する場合 調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</p> <p>5 前項において、当該各行為に<u>かかる</u>基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、前項第二号については、剰余金の額を減少して、資本金または資本準備金の額を増加することを含む。)に</p>	<p>該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使価額が決定される日(本号において、以下「価額決定日」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本号において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の<u>価額</u>の合計額からその行使または取得に際して当該新株予約権または株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の<u>価額</u>を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</p> <p>五 株式の併合により<u>発行済</u>普通株式数が<u>減少</u>する場合 調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</p> <p>5 前項<u>第一号乃至第五号</u>において、当該各行為に<u>係る</u>基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、前項第二号については、剰余金の額を減少して、資本金または資本準備金の額を増加</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する</p> <p>6 (省略)</p> <p>第2章の3 B種優先株式 (B種優先配当金)</p> <p>第10条の12 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日としてB種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し第10条の2第1項の規定に基づき支払う配当金(以下「A種優先配当金」という。)の支払と同順位で、B種優先株式1株につき、次に定める額の配当金(以下「B種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。なお、B種優先配当金の額の計算に当たっては、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日としてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない</p> <p>B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額について、</p>	<p>することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する</p> <p>6 (現行どおり)</p> <p>第2章の3 B種優先株式 (B種優先配当金)</p> <p>第10条の12 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日としてB種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し第10条の2第1項の規定に基づき支払うA種優先配当金の支払と同順位で、B種優先株式1株につき、次に定める額のB種優先配当金を金銭にて支払う。なお、B種優先配当金の額の計算に当たっては、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日としてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない</p> <p>B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成24年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現行定款	変更案
<p>当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成24年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</p> <p>2～4 (省略)</p>	<p>日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</p> <p>2～4 (現行どおり)</p>
<p>(累積条項)</p> <p>第10条の13 (省略)</p> <p>2 累積した不足額(以下「B種累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金、B種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第10条の3第2項の規定に基づく累積未払優先配当金額の配当と同順位で、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して配当する</p>	<p>(累積条項)</p> <p>第10条の13 (現行どおり)</p> <p>2 累積した不足額(以下「B種累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金、B種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第10条の3第2項の規定に基づくA種累積未払優先配当金額の配当と同順位で、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して配当する</p>
<p>第10条の14 (省略)</p>	<p>第10条の14 (現行どおり)</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第10条の15 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立って、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し第10条の5第1項の規定に基づき行う残余財産の分配と同順位で、B種優先株式1株当たり、次の算式に基づいて算定される金額を支払う。なお、次の算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の12第1項に従い計算されるB種優先配当金額相当額とする。ただし、残余財産がA種優先株主及びB種優先株主(以下、個別にまたは総称して「優先株主」という。)ならびにA種登録株式質権者および</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第10条の15 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立って、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し第10条の5第1項の規定に基づき行う残余財産の分配と同順位で、B種優先株式1株当たり、次の算式に基づいて算定される金額を支払う。なお、次の算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の12第1項に従い計算されるB種優先配当金額相当額とする。ただし、残余財産が優先株主および優先登録株式質権者に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主またはは</p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現 行 定 款	変 更 案
<p>B種登録株式質権者(以下、個別にまたは総称して「優先登録株式質権者」という。)に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主または優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする</p> <p>B種優先株式1株当たりの残余財産分配額</p> <p>=10,000 円+B種累積未払優先配当金相当額+日割未払優先配当金額</p> <p>2 (省略)</p> <p>第10条の16～第41条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする</p> <p>B種優先株式1株当たりの残余財産分配額</p> <p>=10,000 円+B種累積未払優先配当金相当額+日割未払優先配当金額</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第10条の16～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第2条 本定款第6条、第2章の2及び第2章の3の変更は、平成24年1月30日をもってB種優先株式が発行されたことを条件として効力を生じるものとし、同日付をもって本条を削除するものとする</u></p>

ご注意： この文書は、当社の第三者割当による「第1回B種優先株式」発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。